

新規開業資金

〔平成 28 年熊本地震関連〕

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「平成 28 年熊本地震の影響により離職し、熊本県内において創業する方」または「熊本県内において創業する方」を対象として、1,000 万円を限度に利率を低減した融資制度をお取り扱っています。

POINT 1

「平成 28 年熊本地震の影響により離職し、熊本県内において創業する方」、または「熊本県内において創業する方」が対象です

POINT 2

ご融資額は 1,000 万円以内です

POINT 3

「平成 28 年熊本地震の影響により離職し、熊本県内において創業する方」に該当する場合、公共職業安定所が発行した「雇用保険受給資格者証」の提出が必要です